

最近の米国エネルギー政策動向

エネルギー動向分析室 研究員 杉野 綾子

本稿では、米国のエネルギー政策を概観する。前半では、現政権のエネルギー基本政策について、後半ではブッシュ政権成立後に起きたエネルギー面での重要な出来事と、それへの政府の対応策について述べる。

米国議会における包括エネルギー法案の審議が足掛け 3 年を費やして未だ成立していないことは日本でも報道されている通りである。米国は 2004 年大統領選挙に向けて既に『政治の季節』にはいっているが、国内エネルギー供給インフラの問題をはじめ、エネルギー政策は選挙の重要な争点となることが予想される。

1. ブッシュ政権のエネルギー基本政策

包括エネルギー法案立案の背景

ブッシュ現大統領が選出された 2000 年の大統領選挙当時、1999 年以降の国際石油価格の高騰により主要石油消費国の間では一様に、「妥当な価格でのエネルギー供給確保」への関心が高まっていた。また、米国内では 2000 年夏以降のカリフォルニア州における電力危機により、エネルギー市場の自由化に再検討が加えられるなど、大統領選挙においてもエネルギー問題は一大争点となっていた¹。

当選後、ブッシュ大統領はチェイニー副大統領を首班とする委員会に検討させた『National Energy Policy』を公表²、これを受けて 2001 年 6 月にエネルギー法案の審議が開始された。法案は 8 月に下院を通過したが、途中テロ対策法案やエンロン破綻などの事件で中断されたことと、アラスカの開発や石油・ガス開発優遇税制を巡って上院での審議は長引き、最終的に上院を通過したのは 2002 年 4 月のことであった。

上院と下院を通過した法案では内容が異なるため、2002 年 6 月末以降、両院協議会を開催して法案の擦り合わせが行われたが、2002 年中に合意には至らず、審議は中間選挙を経て 2003 年に召集される第 108 議会に持ち越された。主な争点は以下のとおりである。

- ・ アラスカ・野生生物保護地域での掘削活動の許可
- ・ アラスカ産の天然ガスを輸送するパイプライン建設(総額 200 億ドル)
- ・ エタノール添加ガソリンの利用促進
- ・ 新たな温室効果ガスの排出量モニタリング手法の導入
- ・ エネルギー生産者への優遇税制(総額 200 億ドル)

¹ 2000 年大統領選挙における民主、共和両党候補のエネルギー政策については、牧野靖弘、『ブッシュ・ゴア両候補のエネルギー政策について』(日本エネルギー経済研究所ホームページ 2000 年 10 月掲載)を参照

² ブッシュ政権のエネルギー政策については、小山堅、『米国の新しいエネルギー政策の概要』(日本エネルギー経済研究所ホームページ 2001 年 6 月掲載)を参照

- ・ 大規模発電所に、電源の 10%を風力等の再生可能エネルギーとするよう義務化
- ・ 電力業界における企業結合、投資の開放を促進

2003 年の審議過程

2003 年の審議の流れを時系列で整理すると、以下のとおりである。

- 2 月 28 日 下院共和党が新たな法案提出、前年に主な争点となった「ANWR の石油・ガス開発への開放」と「石油・ガス開発への 35 億ドル規模の優遇税制」が除かれ、これらは 2003-2004 年度(2003 会計年度)の予算案に盛り込まれた。
(予算案は 3 月に上院で可決されたが、ANWR 開放の項目は否決)
- 4 月 11 日 包括エネルギー法案、下院を通過、内容にはエタノール利用促進や電力市場改革、アラスカ North Slope ガスパイプラインの敷設、18 億ドル規模の石油・ガス開発優遇税制、予算案で否決された ANWR の開放が再び復活
- 7 月 31 日 包括エネルギー法案修正案、上院通過、内容にはエタノールの利用促進、MTBE の禁止等を含み、アラスカのガスパイプラインを支持するが、ANWR での石油・ガス開発は禁じる
- 9 月 5 日 両院協議会開始

両院協議会開催時点での上院、下院通過法案の主な相違点

	下院案	上院案
ANWR	沿岸部平原の開発を 2000 E-カーに制限	規定なし
アラスカ・ガス パイプライン	FERC に対し、アラスカより本土 48 州へのガス PL 建設許可を指示、カナダ通過ラインの禁止	80%の融資保証、アルバータ・ガス価格が 3.25 \$/MM Btu 以下になった場合にはタックス・クレジットを導入
公有地における エネルギー 生産	EPA-長官、内務長官、農務長官は、連邦用地におけるエネルギー生産を評価し、リースと許可プロセスを検討	規定なし
	内務長官に、審査プロセスと掘削許可プロセスの簡素化を指示	規定なし
自動車燃料	2015 年までに再生可能燃料(エタノール等)の供給を 3 倍増(50 億ガロン)、インフラ未整備地域ではクレジット・トレーディングシステムを導入	2012 年までに再生可能燃料(エタノール等)の供給量 50 億ガロン、クレジット・トレーディングシステムを含む
	使用禁止の動きの見られない州での MTBE 使用許可の継続	4 年以内に MTBE を廃止、ただし州によっては免除
	エタノールへの移行のため、MTBE 製造者へ 2004 ~ 06 年に賭けて年間 2.5 億ドルの助成金を供与	規定なし
	エタノールと MTBE の生産者双方に対し、製造物責任に関する免除措置を準備	エタノール生産者に対して製造物責任に関する免除措置を準備
	大気浄化法の含酸素燃料 2%混合基準を撤廃	MTBE 洗浄のため 2 億ドル、その他関連事項に 25 億ドルを準備

	オゾン濃度基準未達成地域の州政府、地方自治体は、大気浄化法の基準を満たすガソリンの一つを選択	規定なし
自動車燃費基準(CAFE)	陸運当局に対し、車両の安全、消費者の選択による燃料選択などを指示	同左
税制改正	186 億ドルの減税措置	160 億ドルの減税措置
戦略石油備蓄(SPR)	同右	大統領に対し、可及的速やかに戦略石油備蓄の 7 億バレルまでの積み増しを指示
	貯油能力の 10 億バレルへの拡充のため、15 億ドルを拠出	規定なし
原子力発電	損害賠償法の延長、ワンスルー以外の再処理などのオプション付与	新規原子力発電所建設に対する最大 50%の財政支援

Energy Policy Act of 2003 骨子

9 月 5 日から開かれた両院協議会での調整を経て 11 月 17 日に最終報告として採択された Energy Policy Act of 2003(HR.6)の内容は、下記のとおりである。法案は翌 11 月 18 日には下院を通過したが、上院では可決に必要な 60 票が確保できない見通しが強まったため、採決は行わず、11 月 25 日、2004 年への持ち越しが決した。

最後まで争点となったのは、MTBE 廃止とエタノール燃料利用促進のための支援措置であった。この問題は、エタノールの原料となるトウモロコシ農家と生産地である中西部出身議員対、道路財源をエタノール支援のために奪われることを懸念した自動車産業や道路族議員、という対立の構図となった。

〔エネルギー効率〕

- ・ 2013 年を目途に連邦政府の公共建築物の建設によるエネルギー消費量を 20%削減する、また連邦政府所有者のエネルギー効率基準を強化する
- ・ 2004 ~ 2006 年の各年、低所得層向けの燃料油支援(LIHEAP)のために 34 億ドルを計上
- ・ エネルギー効率向上のための官民連繫(Energy Star 計画)の拡充
- ・ エネルギー多消費商品に対し新たなエネルギー効率基準を導入

〔再生可能エネルギー〕

- ・ 太陽、風力、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギー支援のためのインセンティブプログラムを延長
- ・ 太陽エネルギーについては、2010 年までに連邦政府の建物に 2000 箇所の屋上設置型太陽光パネル発電を設置すべく、3 億ドルを支出、太陽エネルギーからの水素生産のために 2.1 億ドルを支出
- ・ バイオマスエネルギーには 5.5 億ドルを支出
- ・ 最大の再生可能エネルギーである水力発電の拡大のため、1 億ドルを支出
- ・ 連邦政府の消費エネルギーに占める再生可能エネルギーの比率が 2011 年に 7.5%に達

することを目標とする

- ・ 地熱発電のためにロイヤリティの減免を行う
- ・ 再生可能エネルギーのための減税措置を導入する
- ・ ガソリン消費のうち 50 億ガロンをエタノールその他の再生可能燃料に代替すべく再生エネルギー基準を設置する

〔クリーンコール技術〕

- ・ クリーンコール技術の研究開発のため、エネルギー省に各年約 6 億ドルの予算を配分
- ・ 温室効果ガスの排出量を抑えるような先端的な石炭火力発電技術開発のための Clean Coal Power Initiative 実施に向け、エネルギー長官に 18 億ドルの支出を認める、うち 60%は石炭ガス化のために支出されるべきものとする

〔自動車・燃料〕

- ・ エネルギー政策法のもとで義務付けられたハイブリッド自動車及び、代替燃料のためのインフラ投資に対して融資を提供
- ・ 州政府、地方自治体の使う公用車に代替燃料車、燃料電池車、低硫黄ディーゼル車などを普及させる Clean Cities 計画に対し、2 億ドルを支出
- ・ 既存のディーゼル使用のスクールバスを低硫黄ディーゼル、あるいは代替燃料バスへと置き換えるために 3 億ドルを計上
- ・ 水素燃料電池や低排出ディーゼル等新技術普及のためのプログラムに着手する

〔自動車燃費基準(CAFE)〕

- ・ 自動車燃費基準向上のため運輸省に認めている予算を、2004-08 年の 4 年間で 60 億ドルに増額
- ・ National Highway Traffic Safety Administration に対し、CAFE 導入が交通の安全性と自動車産業に対して与える影響の検討を要求

〔水素〕

- ・ 2020 年までに水素自動車を普及させ、またそのために必要なインフラを整備するための State-of-the-art 計画を開始、タスクフォースを設置して 5 年間で 21.5 億ドルの予算を計上

〔石油・ガス〕

- ・ メキシコ湾の深海底における探鉱開発に際してはロイヤリティの減免を認める
- ・ アラスカから本土 48 州へのガスパイプライン建設を許可
- ・ 戦略石油備蓄(SPR)の貯油能力を現在の 7 億バレルから 10 億バレルに拡大

〔原子力〕

- ・ プライス・アンダーソン法の20年間の延長、発電所の安全性に関する連邦政府による監視や破壊行為に関する規則といった原子力施設の安全性強化
- ・ 原子力規制委員会（NRC）の機能強化

〔電力〕

- ・ 送電施設への投資を促進するため、FERC に対し、インセンティブプレート の制度設計及び資金面での支援を命じる、施設の立地許認可および土地収用過程の迅速化、先端的な送電技術の利用促進
- ・ 送電ネットワークの信頼性を高めるため、従来オープンアクセスの対象ではなかった送電網もこの対象とする、RTO 参加を個別の電力会社に判断を委ねつつ促進、「地元需要」に対応するための送電能力の確保、送電システムの信頼性基準を高めるために電力信頼性機関を設置
- ・ 電力部門の投資促進のため、公益事業持株会社法（PUCHA）を廃止し、その機能を連邦および州規制機関に委譲
- ・ 電力市場の透明性を高めるため、誤情報の流布やラウンドトリップ取引、ウォッシュ取引に関する罰則規定を強化
- ・ FERC の合併監視機能を強化

2. 最近のエネルギー関連重要事項とブッシュ政権の対応

1999～2000年の国際石油価格高騰を背景にエネルギー供給不安が高まったことは既述のとおりである。ブッシュ政権はエネルギー安定供給確保を目的として国内石油・ガス開発を促進させる方針を決め、包括エネルギー法案に盛り込んだ。具体的には、アラスカ野生生物保護区の石油・ガス開発への解放、アラスカから本土48州へのガスパイプライン敷設、国内石油・ガス探鉱開発の際のロイヤリティの優遇等である。

2001年9月11日の同時多発テロ事件を契機に、米国内ではエネルギー関連施設のセキュリティ強化が進められた。

また、9.11を契機に米-サウジアラビア関係が悪化し、国際石油市場安定化に向けたパートナーとして、さらには米国への新たな石油・ガス供給源の一つとして、ロシアが急浮上した。米露は2002年5月にエネルギー・パートナーシップ宣言を発表し、米国企業によるロシア石油・ガス投資促進等の分野で協力関係を緊密化させている。

2002年夏以降、米国主導の対イラク攻撃が現実味を帯びる中で、中東地域からの石油供給不安が高まった。さらに2002年12月には2ヶ月に及ぶベネズエラのゼネスト、2003年3月にはナイジェリアでの民族紛争による石油生産の大幅な減少など、エネルギー供給確保に対する危機意識は高まる一方であった。こうした中、ブッシュ政権は

2002 年 7 月に戦略石油備蓄(SPR)の積増しを加速する意向を表明、2003 年 11 月には史上最大規模の 6 億 3400 万バレルに達した。なお、包括エネルギー法案には SPR の貯油能力の現在の 7 億バレルから 10 億バレルへの拡張も盛り込まれた。

2003 年 8 月に米国北東部で発生した大規模停電は、後の調査により送電線への樹木接触が発端で系統の制御に関する人為的ミスが重なった、との判断が下された。既に 2002 年 11 月には、米国学術研究会議(NRC)が「システム障害が軽微な段階で迅速に対応できるような情報処理能力と送電網構築」の必要性を指摘していたが、大規模停電を機に消費者の間でも米国の電力インフラの脆弱性克服への関心が高まった。これを受けてブッシュ大統領の指示により、包括エネルギー法案に、電力会社による適切なインフラ投資を確保するための財政的支援や電力会社の信頼性基準といった項目が追加された。

2003 年を通じて米国では天然ガス価格が高騰を続けた。イラク戦争早期終結期待の高まった 4 ~ 5 月に一時的に沈静化したものの、石油価格も高騰を続けており、7 月にはグリーンズパン FRB 議長が、エネルギー価格高騰が米国経済に及ぼす悪影響を避けるため、米国は天然ガス、特に LNG 輸入を拡大すべき、と議会証言するに至った。実際、米国のガス需要は今後の増大が確実視されており、既に Exxon Mobil や RD/Shell、Chevron Texaco をはじめとする石油会社により、複数の LNG 受入基地の建設が計画されている。

お問い合わせ : ieej-info@tky.iej.or.jp